

令和5年度
林業関係者等によるシカ捕獲活動支援検討業務
報告書

令和6年3月
林野庁

目次

1. 事業実施の目的	1
2. 事業の実施結果	1
(1) アドバイザリー会議の開催	1
(2) モデル事業現場等での記録、ヒアリングの実施.....	3
■A 株式会社	4
■B 株式会社	8
■C センター	12
■三好西部森林組合	16
■株式会社シンカン	18
■鳥取東部森林組合	21
■長野森林組合.....	25
■宇摩森林組合.....	29
■前田一步園財団.....	32
■D 株式会社	36
(3) 標準作業等の試行的整備	39
(4) 試行的支援の実施	39
①ヒアリングの実施	39
②捕獲継続のための課題の抽出と改善方法の提案.....	43
③標準作業書に対する意見の徴収	44
(5) 結果のとりまとめ、分析	45
①自組織として捕獲を行うための要件整備についての分析	45
(ア) 捕獲体制（捕獲者の確保）の選択肢	45
(イ) 捕獲に係る資金の確保方法.....	47
(ウ) 捕獲許可の種類及び地元捕獲団体との調整	47
②考察.....	48
巻末資料 1	
巻末資料 2	
巻末資料 3	
巻末資料 4	

1. 事業実施の目的

農林水産省では農林業被害に深刻な被害を及ぼしているシカについて、平成 25 年 12 月より環境省と共同でシカの頭数半減目標を揚げ捕獲を推進しているところである。

林業においては主伐・再造林の拡大を政策として推進するにあたり、シカによる森林被害が問題となっており、その防除が大きな課題となっている。

このような背景において、シカ捕獲を更に進め、林業被害を防除していくためには新たな捕獲の担い手の確保等が急務となっており、林業関係者等の参画を推進する取り組みが必要となっている。

しかしながら、林業関係者等がシカの捕獲に参画するにあたっては、地域毎に異なるシカの生息状況や農林業被害発生状況、地域の有害鳥獣駆除等の実施者との連携等を考慮した上で、各林業事業体等の事業規模や形態に応じた活動の仕組みを総合的に判断し、捕獲体制を構築する必要があるが、具体的な手法については統一的な方法がなく、また、継続した活動の支援についての仕組みについても明確になっていない部分がある。

このため、本事業では林業関係者等がシカ捕獲に参画する際に整備すべき事項や障壁となる事項等について明らかにするとともに今後の支援の方法について検討することを目的として実施した。

2. 事業の実施結果

林業関係者等がシカ捕獲に参画する際は「組織的に取り組む必要がある」という視点を基本とし、現状把握から課題抽出、具体的な解決方法の提示、試行的取り組みについて、以下の項目について、事業を実施した。

(1) アドバイザリー会議の開催

シカ捕獲技術と地域社会学について学術的知見を持つ学識経験者 1 名以上が参加し、また、シカ捕獲を優良事例として実施している林業関係者等から構成されるアドバイザリー会議を以下のとおり 2 回実施した。各回の議事録は巻末資料 1 に記した。

● 第一回アドバイザリー会議

日時	令和 5 年 12 月 8 日 (金) 15:30~17:00
場所	WEB 形式による開催 (Teams)
出席者	■ アドバイザー 森部 絢嗣 岐阜大学 応用生物科学部 生産環境科学課程 野生動物資源学研究室 准教授 時田 勝広 一般財団法人前田一步園財団

	<p>澤田 洋充 中江産業株式会社 森林事業本部森林管理部</p> <p>■ 事務局</p> <p>竹内 学 林野庁 研究指導課 森林保護対策室 室長</p> <p>山下 広 林野庁 研究指導課 森林保護対策室 課長補佐</p> <p>高麗 泰行 林野庁 研究指導課 森林保護対策室 森林鳥獣対策指導官</p> <p>中村 幸子 株式会社野生鳥獣対策連携センター 取締役兼岡山事業部長</p> <p>渡邊 夕夏 株式会社野生鳥獣対策連携センター 岡山事業部 技師</p>
議事概要	<p>■ 今年度事業の概要と実施内容の説明</p> <p>林業関係者のシカ捕獲への参画を促進するために、捕獲事業に新規参入する際の整備事項等を整理して、今後の支援方法について検討することが求められる。本事業の成果をもって、次年度の伴走的支援の取り組みに活用する想定である。</p> <p>■ ヒアリング対象組織やヒアリング項目についての検討</p> <p>組織としてシカ捕獲を実施している林業事業体にヒアリングを行う。ヒアリングは管理者と、現場作業者の双方に実施する。ヒアリング項目については、捕獲の実施体制や、捕獲作業、捕獲計画や結果の評価に係る設問を設定する。</p> <p>■ 標準作業書の構成</p> <p>「捕獲体制づくりに必要な手順や準備、条件等」「安全管理に係る規定や手順」「捕獲技術に係ること」といった事項について、標準作業書を作成する。</p>

● 第二回アドバイザー会議

日時	令和6年2月28日(水) 13:00~14:30
場所	WEB形式による開催 (Teams)
出席者	<p>■ アドバイザー</p> <p>森部 絢嗣 岐阜大学 応用生物科学部 生産環境科学課程 野生動物資源学研究室 准教授</p> <p>時田 勝広 一般財団法人前田一步園財団</p> <p>■ 事務局</p> <p>竹内 学 林野庁 研究指導課 森林保護対策室 室長</p> <p>山下 広 林野庁 研究指導課 森林保護対策室 課長補佐</p> <p>高麗 泰行 林野庁 研究指導課 森林保護対策室 森林鳥獣対策指導官</p> <p>中村 幸子 株式会社野生鳥獣対策連携センター 取締役兼岡山事業部長</p>
議事概要	<p>■ ヒアリング結果の報告</p> <p>■ 林業事業体が捕獲を実施する場合に検討すべき項目の検討</p>

	<p>以下の項目について、わかりやすく整理する。</p> <p>(1) 捕獲体制（捕獲者の確保）の選択肢</p> <p>(2) 資金の確保方法</p> <p>(3) 本業との調整や効率化</p> <p>(4) 捕獲許可の種類及び地元猟友会との調整</p> <p>■ 標準作業書案の共有</p> <p>林業事業体が作成する標準作業書のサンプルとして、箱わな及びくくりわなについて、特定の製品に関する標準作業書を作成した。くくりわなについては、より初心者が使いやすい製品を扱うこととする。緊急時等の連絡体制についても記載することとする。</p>
--	--

(2) モデル事業現場等での記録、ヒアリングの実施

モデル事業等においてシカ捕獲を行っている林業関係者や関係事業体等から、組織的にシカ捕獲を実施する仕組み等をヒアリングし、記録した。ヒアリングを実施したのは合計 11 団体であり、ヒアリング対象とした団体及び実施年月日は表 1 に示したとおりであった。このうち 1 団体（公益財団法人知床財団）は、林業事業は実施しておらず、完全な捕獲事業体であったことから、以下のヒアリング結果の詳細は記載していない。

なお、ヒアリング対象団体のうち、報告書等においては社名を伏せることを依頼された団体については、“A 株式会社”や“B 森林組合”として記載した。

表 1. ヒアリングを実施した団体及び実施月日一覧

	団体名	実施日	備考
1	A 株式会社	令和 5 年 1 2 月 2 5 日	
2	公益財団法人知床財団	令和 6 年 1 月 5 日	
3	B 株式会社	令和 6 年 1 月 9 日	
4	C センター	令和 6 年 1 月 9 日	
5	三好西部森林組合	令和 6 年 1 月 9 日	モデル地区
6	株式会社シンカン	令和 6 年 1 月 1 0 日	モデル地区
7	鳥取県東部森林組合	令和 6 年 1 月 1 6 日	
8	長野森林組合	令和 6 年 1 月 1 6 日	
9	宇摩森林組合	令和 6 年 1 月 1 7 日	
10	一般財団法人前田一步園財団	令和 6 年 1 月 1 9 日	
11	D 株式会社	令和 6 年 1 月 2 4 日	

ヒアリングにおいては、ヒアリング対象団体がシカ捕獲を事業として行うようになった

経緯、事業としての目標や計画の有無、業務の構築過程、標準作業や安全管理等の取り決めの有無の項目等を設定した。安全管理に関する取り決めが定められている団体が2団体あったため、当該組織に提供を依頼し資料として収集した。いずれも、環境省の認定鳥獣捕獲等事業者が作成する安全管理規定であった。

各団体に対するヒアリング結果は以下のとおりであった。なお、当初は経営者や管理者と、現場作業者に分けてヒアリングする計画であったが、管理者兼現場作業者である場合や、両者が同席してヒアリングを実施することになった団体が多かったことから、それぞれの立場を分けずにヒアリング結果を記載している。

■A 株式会社

【組織・捕獲実施の背景】

<管理する森林>

数100haの土地が飛び地で存在しており、合計およそ2,500ha。

<近年の被害の動向や経営に影響を与える被害>

シカ被害がほとんどであるが、ノウサギによる植栽直後の苗木被害もある。

平成7年から被害が発生し、平成10年からは植栽後の成林が難しい状況となった。

<シカ捕獲の選択理由>

ネット柵による防護のみでは、十分に被害抑制が出来ずシカ捕獲を実施した。

<組織における意思決定の方法>

原則、経営者の意向による。現場と対応可能な内容を擦り合わせた上で、経営者が最終決定する。

<捕獲以外の対策方法>

ネット柵の設置、単木防護(一部)、スギの優先的な植栽、忌避剤

<効果がある対策>

ネットが破損しにくい場所はネット柵の効果がある。それ以外は捕獲による対策を進めている。

<対策による被害動向>

捕獲の効果は大きいと感じている。

【捕獲実施の状況】

<現在の捕獲の有無>

有り。

<捕獲を開始した年>

平成28年12月から開始、当初は地元の猟師等に捕殺等を協力してもらった。

平成29年に自社社員3名が狩猟免許を取得、平成30年から狩猟者登録をして猟期の捕

獲を開始。

平成 31 年 4 月から有害鳥獣駆除の許可を得て、通年の捕獲を実施している。

<従事者の確保方法>

自社工員（4 名）に従事させている。全員が入社後に狩猟免許を取得。

<雇用条件>

採用時に捕獲業務があることを説明している。

対応可能な社員のみ捕獲に従事してもらっている。

<周囲団体との調整や連携>

特に必要なかった。

<行政の支援>

過去に囲いわなの貸与を受けたことがある。

町からのくくりわなの貸与制度はあるが、すでにわなを所持しているため使用しない予定。

<当初の捕獲体制からの変更>

当初は、わなの設置場所の丁寧な検索を行っていたが、最近わなの設置数を増やすことや、省力化（特に見回り作業）を重視している。

<捕獲を実施する上で苦慮する点>

日々見回りをいかに簡略化するかが課題である。

<年間捕獲数>

平成 31 年は 55 頭、以降毎年 40～50 頭の捕獲がある。

【自社工員で捕獲を実施している場合の実施方法】

<捕獲に係る資金の確保>

わな機材や免許取得、捕獲登録に係る経費として、これまで合計 30 万円程度かかっている。

自社工員を兼務させているため新たな人件費の発生は無いが、他業務への時間的な圧迫は発生している。捕獲業務にはこれまでで合計 400 人日程度かかっている。

<効率化の工夫>

通勤途中に見回りが可能な範囲にわなを設置している。

遠くからでも捕獲の有無を確認できる仕掛け（捕獲通知システム）を設置している。

<捕獲に係る経費や不足額>

無し。

<捕獲許可の種類>

有害鳥獣捕獲。

<捕獲技術の習得方法>

B 株式会社によるわな設置方法の教授。

林業試験場等での捕獲技術に係る講習会への参加。

<捕獲の規模>

くくりわなのみを使用している。年間を通じて、常時 25～30 基を設置している。

設置期間は最長半年となる場合があるが、定期的にメンテナンスを行っている。

<殺処分方法>

失神させたのち、ナイフによる止めさしを行っている。

イノシシが錯誤捕獲された場合は、鼻くくりで保定した後に止めさしを行う。

危険を感じる場合は、槍を使用したこともあるが、銃器による止めさしを依頼できる人が近くにいる。

<捕獲個体の処分方法>

現場で処理をし、埋設している。

<作業手順書の有無>

無し。

<安全管理規定の有無>

無し。捕殺作業時、場合によって発見者の判断で協力者を呼ぶことがある。

救護体制については、本業の現場作業で設けている手順を応用することは可能。

【捕獲計画や評価】

<目標設定や行動計画の有無>

これまでの経験から、わなの設置数の上限は 30 基程度だと考えている。

捕獲成果はこれまで通り出しつつ、できるだけ見回りの労力を減らすように工夫している。

<捕獲計画の決定者>

捕獲従事者それぞれが判断している。

<捕獲の範囲や時期の設定方法>

再造林地の周辺で、林道から捕獲の有無が確認できる場所で、痕跡が多く捕獲の可能性が高い場所を選定している。

<効果検証>

数字での検証はしていない。

現場で確認した食害の様子を捕獲従事者間で共有する様にしている。

<収集しているデータ>

数値データは収集していない。

<現状の捕獲状況や被害軽減等の評価、今後の展望>

被害は大きく減少しており、ネットの補修作業や設置の必要性が低下している。

将来的にはネット無しでの造林を可能にしたい。

捕獲を中断したり、捕獲期間を短縮した場合の被害の変化を検証したい。

<求める支援等>

効率的に捕獲する、新たな手法を知れる研修等があれば参加したい。

くくりわなに設置する捕獲通知システム(またぎっ娘)を実証試験として設置している。

これを利用すると、林道から遠いわなの見回りの労力軽減が期待される。このような機器の貸与があるとありがたい。

【捕獲作業に係る設問】

<捕獲に係る職員の人数>

4名

<捕獲者の当初の捕獲経験>

全員捕獲経験はなかった。

<被害の種類、近年の傾向>

管理者へのヒアリング結果と同様。

<捕獲作業のうち、業務として行っている作業>

捕獲作業のすべて。

<捕獲作業と本業の調整>

見回りは日々の通勤途中に実施している。

わなの管理、メンテナンスは週に1回実施。

捕獲があった場合は、都度その日の作業スケジュールや他の作業員との調整を行い、捕獲対応をする時間を決めている。

<これまでに受けた研修等>

B株式会社による研修。

<捕獲技術の習得方法>

独学。

<危険事例>

止めさし時に捕獲されたイノシシの足が切れた(小さい個体であったため、ケガはなかった)。止めさしが適切にできておらず、止めさし後のシカが立ち上がったことがある。

いずれの場合も、これまでケガや事故はない。

<殺処分に係る心理的負担>

仕事として割り切っており、大きな負担にはなっていない。

<組織として捕獲をする意義を感じるか>

効果が認められていることから、必要だと考えている。

<求める支援>

林業関係者が捕獲をするためのガイドライン等、整理された情報の提供(方針や効率的な手法に関するもの)があるとありがたい

■B 株式会社

【組織・捕獲実施の背景】

<管理する森林>

高知県 3763ha、徳島県 661ha、京都府 1038ha、岐阜県 897ha、福井県 94ha の計 6453ha。

<近年の被害の動向や経営に影響を与える被害>

シカによる苗木の食害が多い。京都の山では樹皮剥ぎが酷く、立ち枯れや倒木の被害がある。また、近年ノウサギによる被害も増えている。

自社が管理する場所に捕獲圧をかけても、周囲からシカが流入してしまう。国・県全体でシカを減らさないと、林業は成り立たないと考えている。

被害規模等に関わらず、今後も捕獲を続ける必要があると考えている。

<シカ捕獲の優先度>

最優先。

<シカ捕獲の選択理由>

捕獲を始めた時期はメスジカの捕獲に制限があり、生息数が増えたために林業被害が増えたと考えたため、対策として捕獲を選択した。

最初に捕獲技術を教授してくれた九州森林管理局の宮城氏の講演では、捕獲圧をかける必要性を説いていた。

<組織における意思決定の方法>

班長と責任者が現場従事者における決定権を持っており、現場での意見を固めてシカ捕獲に係る管理者へ報告する。管理者が報告を受けたのち最終決定を行う。

<捕獲以外の対策方法>

食害に強い（再生力の高い）マツ系の苗木に変える。

<対策による被害動向>

スギの成林が難しかった徳島県の森林でカラマツが成林出来た実績がある。

【捕獲実施の状況】

<現在の捕獲の有無>

有り。

<捕獲を開始した年>

2012 年から取り組みを開始した。

<従事者の確保方法>

シカ捕獲は林業の一環であると考えているため、自社の社員で確保している。現在、現場従事者は 12 名、管理者 3 名である。

岐阜では経験者を 2 名再雇用し、徳島では協力してもらえる猟友会を数名確保している。

<雇用条件>

林業作業と捕獲作業どちらも行う人材を求めており、入社前からシカの捕獲の作業があ

ることを伝えている。狩猟免許は入社後に取得させている。

<周囲団体との調整や連携>

2013年に猟友会内で「B支部」を立ち上げた。

2016年に森林管理署が管理している山林と自分達で管理している山林の入山を自由化させるために、嶺北森林管理署と「ニホンジカによる森林被害の防止対策に関する協定」を締結した。

<行政の支援>

捕獲を始めた当初、高知県の補助金でわなを10~20基購入した。補助金制度が続かなかったため、1度だけの活用。

<当初の捕獲体制からの変更>

止めさし時の安全性を考慮して、猟銃の所持者を増やすことや、電気止め刺しの導入を検討している。

<捕獲を実施する上で苦慮する点>

安全の確保のため、必ず2人体制で実施させる、携帯の電波がつかない場所に行く際は無線機を所持させる等、本業である林業作業に支障が出ない様に危ないことはさせない様になっている。

林業の作業量や不測の事態で捕獲業務の人手が足りない時に対応できる様に、管理者3名もわな免許を所持している。

<年間捕獲数>

令和5年度(令和6年1月5日時点)の捕獲実績は、土佐で119頭、岐阜で47頭である。クマの錯誤捕獲の危険があるため、現在京都での捕獲は中止している。

<これまでの総捕獲数>

1,656頭。

【自社社員で捕獲を実施している場合の実施方法】

<捕獲に係る資金の確保>

捕獲に係る費用(人件費・道具代等)は会社で賄っている。

捕獲報償費は、社員個人が受け取った後、社内の捕獲従事者に均等配分している。報償費を配分することで、従事者の捕獲に対するモチベーションや技術の向上に繋がっていると考えている。

<効率化の工夫>

当初使用していたわなから、セッティングが楽なわなに切り替えている。林業作業中に捕獲に適した場所があれば、現場でわなを設置して効率化を図っている。

<捕獲に係る経費や不足額>

年間400万円程度。

捕獲後のわなを再利用する、見回りを1名で行うことで経費削減はできるが、安全面か

ら削れない経費であると考えている。

<捕獲許可の種類>

有害鳥獣捕獲許可。

<捕獲技術の習得方法>

一部の捕獲従事者が鳥獣被害対策のリーダー研修に参加した。

捕獲を開始した当初の捕獲従事者は九州森林管理署の方から研修を受けた。

近年は、新人にはベテラン従事者からの現場指導を行っている。

<本業との作業調整方法>

1週間に2日間は捕獲業務に当てている。

<捕獲の実施による本業への支障>

無し。捕獲をしないと林業が成り立たないため。

<捕獲の規模>

見回り（管理）できる数のくくりわなを設置している。

年間を通じて20～30基を設置。

広範囲での捕獲になるため、場合によっては対応する班を3班に増やしたり、エリアを区切って実施している。

<殺処分方法>

保定後、頭部を叩いて失神させた後にナイフによる止めさしを行っている。

<捕獲個体の処分方法>

埋設。深い穴や大きい穴は安全面から掘ることができない。

<作業手順書の有無>

無し。必要性は感じている。

<安全管理規定の有無>

無し。

<労災防止の措置や準備>

安全に関する指導は日ごろから行っている。

現場作業員でのミーティングや年1回の安全管理研修で、危険に関して情報共有や意見交換を行うようにしている。

【捕獲計画や評価】

<目標設定や行動計画の有無>

獲り続けなければならないと考えているため目標頭数の設定はない。被害程度の把握に関しては、従事者間でのミーティングで共有している。捕獲の成果の評価に関しては目視で行っているためよくわかっていない。

<捕獲計画の決定者>

基本的に現場従事者が現場で判断するが、捕獲エリアの変更などに関しては、班長と現

場責任者が判断し、管理者へ報告する。報告を受けた管理者が最終決定を行う。

<捕獲の範囲や時期の設定方法>

林業作業の現場やその周辺で被害が出ており、痕跡が多い場所を設定している。

<効果検証>

数字での検証はしていない。現場で確認した食害や痕跡の様子を従事者ミーティングで共有している。

<収集しているデータ>

検証に使用するデータはない。

捕獲頭数と雌雄は月ごとに整理している。わなの使用感なども、話せるように情報をまとめている。

<現状の捕獲状況や被害軽減等の評価、今後の展望>

捕獲直後はシカ被害が減少するが、周囲からシカが流入してくるため、翌年～数年後に被害が再発生することもある。

10年前から捕獲に取り組んでいるため、会社としては山づくりができていると考えている。そのため、今後も捕獲を続けていきたいと考えている。

<求める支援等>

B 株式会社だけが捕獲をしてもシカを獲りきることはできないため、会社への支援でなく、やる気のある初心者支援してほしい。狩猟、有害鳥獣捕獲を地域・県全体で取り組めるような支援を希望する。

わな購入費、狩猟者登録などの初期投資に関して補助金などの支援が必要。

猟師の縄張り等により、捕獲ができる場所がないと初心者の方から相談を受けたことがあるので、猟友会と連携できる体制づくりが必要と感じる。

【捕獲作業に係る設問】

<捕獲に係る職員の人数>

2名1班が2班、計4名で一日の作業をしている。

<捕獲者の当初の捕獲経験>

基本的に未経験者。経験がある者もいたが、経験豊富ではなかった。

<被害の種類、近年の傾向>

新植地での苗木の食害、シカの入ってきた地域で集中して被害が出ている。

<捕獲作業のうち、業務として行っている作業>

事前調査から捕獲後の処分までの、すべての作業。

<捕獲作業と本業の調整>

1週間のうち2日間は、わな見回り・捕獲作業日を設けている。

基本的に捕獲作業を優先して行うが、林業の人手が足りない場合等は本業を優先する。

捕獲作業には基本的に1日を要する。捕獲がない日は15時頃、捕獲がある日は定時まで

作業を行うことになる。

<これまでに受けた研修等>

上述のとおり。

他の人がどのように捕獲をしているか意見交換できるような研修があれば参加してみたいと考えている。

<捕獲技術の習得方法>

管理者へのヒアリング調査と同様の内容。

<危険事例>

無し。

<殺処分に係る心理的負担>

個人差はあるが、辞めてしまうような人はいない。

<捕獲を実施する上での課題等>

無し。

<組織として捕獲をする意義を感じるか>

被害抑制のためにも捕獲は必要不可欠だと考える。また。山づくり、地域貢献という面からも捕獲を実施する意義はあると考える。

<求める支援>

自分達が直接的に受ける支援ではなく、これから狩猟を始めるような方への以下のような支援を希望している。

- ・地域や縄張りの関係で新規参入が難しい場合があるため、猟友会の壁をなくす。
- ・初心者がどこでわなを仕掛けてもいいか、どの様な仕様のわなが良いかなどを気軽に相談できるような窓口を設ける。

■Cセンター

【組織・捕獲実施の背景】

<管理する森林>

会社全体で管理している森林は約 2000ha。

主に直接管理しているのは約 650ha であり、ここには新植地以外の山林も含まれる。

<近年の被害の動向や経営に影響を与える被害>

山により状況が異なるが、シカの樹皮剥ぎ、角研ぎ、新植地被害がある。

ノウサギの新植地被害もある。

被害金額等の算出は難しいが、成長した木の樹皮剥ぎが発生すると、経営へのダメージが大きい。

<シカ捕獲の優先度>

高い。

<シカ捕獲の選択理由>

シカを減らさないと被害が収まらないため、捕獲せざるを得ない。B 株式会社からも捕獲には効果があると聞いた。

数年ぶりに現在メインで管理している森林を確認したところ、シカ被害が著しく発生していたため、捕獲の必要性を感じた。

<組織における意思決定の方法>

代表取締役と部長が決定する（経営者による判断）。

<捕獲以外の対策方法>

ほぼ捕獲のみ実施しているが、単木防護は実施している。

新植地で網柵の設置をしたことがあるが、効果はほぼなかった。効果がなかったのは、張り方の基本が理解できていない作業者が対応したことや、現在主流となっているスカートネットがないバージョンだったことなどが理由として考えられる。

<効果がある対策>

捕獲。

<対策による被害動向>

捕獲すれば、少なくともその時は被害が減少している。

【捕獲実施の状況】

<現在の捕獲の有無>

有り。

<捕獲を開始した年>

令和2年。

<従事者の確保方法>

自社員（4～5名）及び当社の退職者（もともと捕獲をしていた）で確保している。自社員と退職者は別々で捕獲活動をしている。

退職者とは雇用関係はなく、会社敷地内での有害捕獲活動という形式で依頼している。

<雇用条件>

直接雇用を含む。

<周囲団体との調整や連携>

特に無し。

<行政の支援>

無し。

<当初の捕獲体制からの変更>

無し。

<捕獲を実施する上で苦慮する点>

作業道付近以外の場所で捕獲を実施した場合の捕獲個体の引き出しや処理。

捕獲の都度穴を掘って埋めており、作業道付近では重機を使用することができるため、所要時間は20分程度である。

作業道以外でも捕獲の効果が期待できる場所があるが、そこで捕獲をした場合、作業に長時間を要するため、本業に支障が出る。

<年間捕獲数>

約20頭。初年度はもう少し多かったが、近年は減っている。捕獲により生息数が減少している可能性がある。

【自社社員で捕獲を実施している場合の実施方法】

<捕獲に係る資金の確保>

直接雇用者が従事しているため、別途資金は不要。

<効率化の工夫>

本業に時間を取られない様に、捕獲場所の制限や、見回り時間の短縮を行っている。

<捕獲に係る経費や不足額>

捕獲は生産性のある仕事ではなく、マイナスを減らすための作業である。そのため、作業員が捕獲活動している時間の人件費はマイナスの計算である。本気で捕獲をするほど、多くの時間がかかってしまう。

その他は、くくりわなの資材費（年に60基、30万円くらい）。

<捕獲許可の種類>

狩猟期は狩猟者登録をして捕獲を実施している。それ以外には有害捕獲許可を申請・取得して実施している。

<捕獲技術の習得方法>

B株式会社による講習を1回受けた。

<本業との作業調整方法>

わなは、仕事に行く途中の林道や作業道脇に設置し、見回り時間を短縮することで、本業へ支障が出ない様にしている。

日々、捕獲の有無を確認し、時々わなの状態を確認するようにしている

<捕獲の実施による本業への支障>

無いようにしている。

<捕獲の規模>

くくりわなのみを使用している。

現在は10基程度を3か所に分けて設置している。

捕獲はほぼ1年中実施している。

<殺処分方法>

捕獲個体を発見した社員が捕殺作業をしている。

殺処分は複数名で対応している。

<捕獲個体の処分方法>

埋設。

<作業手順書の有無>

無し。

<安全管理規定の有無>

無し。

<労災防止の措置や準備>

くくりわなの仕組み等を理解してもらうようにしている。設置時の跳ね返りの注意喚起等を行っている。

【捕獲計画や評価】

<目標設定や行動計画の有無>

捕獲従事者同士で痕跡などの情報を共有する等している。

<捕獲計画の決定者>

経営者が捕獲の監督管理を行っている。

<捕獲の範囲や時期の設定方法>

経営者が行う。

<収集しているデータ>

無し。シカを見かける頻度等で評価している。

<現状の捕獲状況や被害軽減等の評価、今後の展望>

今後、徹底的にシカを減らすしかない。

林業者は木を植えたくても植えられない状況。

オオカミの導入や自衛隊による捕獲など、新しい対策も必要。根本的な解決方法を検討してほしい。

ネット柵ではあまり効果がない、また最終的には森林内の廃棄物になる。

<求める支援等>

上記の通り、全体的にシカの個体数を減少させるための対策。

【捕獲作業に係る設問】

<捕獲に係る職員の人数>

自社社員（4～5名）及び当社の退職者

<捕獲者の当初の捕獲経験>

無し。

<捕獲作業のうち、業務として行っている作業>

全て。

<これまでに受けた研修等>

B株式会社による研修。

<捕獲技術の習得方法>

ベテラン従事者に同行し、習得している。

<危険事例>

くくりわなの跳ね返り。

<殺処分に係る心理的負担>

負担に感じない人に殺処分作業を任せている。

■三好西部森林組合

【組織・捕獲実施の背景】

<管理する森林>

組合員全体で、30,669ha。

シカの捕獲対象となっている面積は、皆伐している森林で、約80ha、今年度は約20ha（一昨年の台風の影響で林道がつぶれてアプローチできないエリアがある）。

<近年の被害の動向や経営に影響を与える被害>

シカが主。ノウサギも増えてはいる。食害。金額は不明だが、80haで発生している。

<シカ捕獲の優先度>

高い。

<シカ捕獲の選択理由>

柵では被害抑制は難しく、捕獲をしないと成林は難しい。

県からの捕獲事業提案があった。

<組織における意思決定の方法>

常勤理事、専務。

<捕獲以外の対策方法>

ネット柵または単木防護を実施（補助金のため）。

<効果がある対策>

捕獲は必須。

<対策による被害の動向>

捕れた年は、被害が減る印象。実施しないと被害が回復する。シカが移動していることも影響しているかもしれない。

【捕獲実施の状況】

<現在の捕獲の有無>

有り。

<捕獲を開始した年>

平成 30 年の調査捕獲（試験的な捕獲）から開始となった。

<従事者の確保方法>

地元猟友会へ委託して捕獲をしている。

<現在の捕獲体制を取った理由>

プロ集団に任せることとした。

協議会で決定した。地元猟友会と揉めないために。事故があった時も契約をきちんとしていた方がよい。

<雇用条件>

委託契約を結んでいる。日々の見回り等に対しても支払い（日当）がある。

<周囲団体との調整や連携>

シカ捕獲協議会を発足している（県や市が含まれる）。

<行政の支援>

猟友会への委託費の補助金（補助率 68%）がある。

地元猟友会との調整に市や県が入ってくれる。

<当初の捕獲体制からの変更>

なし。

<捕獲を実施する上で苦慮する点>

委託している猟友会員が高齢化している。今後継続していく上では、人員の確保が懸念される。従事している猟友会員は主に 2 名（所属は 4 名いる）。

負担金の問題。

<年間捕獲数>

年間 10 頭台が多い。

<捕獲に係る資金の確保>

組合費から支出。

<捕獲に係る経費や不足額>

事業費の 3 割が負担金となっている。

<捕獲許可の種類>

市から出される有害捕獲許可。

<捕獲の規模>

2 名作業員でくくりわな 20 基ほど。わなの資材も組合が用意する。

猟期のみ実施（猟友会の希望）。

原則、処理施設への搬入。搬入できないものは自家消費した。

<安全管理規定の有無>

無し。猟友会に一任。

<労災防止の措置や準備>

無し。猟友会に一任。

【捕獲計画や評価】

<目標設定や行動計画の有無>

シカが多くいそうな場所にわなを設置してもらっている（場所の選定自体は委託先である猟友会に一任）。

<捕獲計画の決定者>

決定者は常勤理事、監督者は担当課長及び担当職員。

<捕獲の範囲や時期の設定方法>

担当職員が計画を立てる。

<効果検証>

捕獲ができていれば（年間では10頭から20頭）、ある程度効果があるとみなす。捕獲数が少なければ場所の変更等を検討するように促す。

<収集しているデータ>

捕獲数の収集と被害状況の確認。

<現状の捕獲状況や被害軽減等の評価、今後の展望>

評価においては、捕獲することで被害が減るが、続けないと一気に食害が進む。

<求める支援等>

現在補助金により捕獲を行っているが、負担金の部分の支援が必要。個人へ負担を求めることは難しい。予算があれば、捕獲は実施していきたい。

補助金は国の「森林環境保全整備事業」を活用しており、継続的に補助を受けているが、この補助金がないと捕獲の継続は難しい。

■株式会社シンカン

【組織・捕獲実施の背景】

<管理する森林>

社有林が約60haあり、その一部で捕獲を実施している。年によって範囲は変わる。

<近年の被害の動向や経営に影響を与える被害>

ネズミ、ノウサギの被害もシカと同等の被害がある。

目立つのはシカとノウサギによる被害。

金額は不明。

昨年にミズナラを約1haほど植栽したが、エゾシカとノウサギと思われる動物に、ほぼ壊滅させられた。単木防護をしていたが、素材がプラスチック製のため劣化があり、隙間から口を入れて食害されたと思われる。

<シカ捕獲の選択理由>

シカ捕獲の必要性があったから。

<組織における意思決定の方法>

対策の意思決定は、森林組合が森林内の調査を行い、シカを目撃や食害を確認・林業事業者（シンカン）に伝える。組合と話し合った上で、組合とどこで捕獲が必要かを話し合って決定する。

<捕獲以外の対策方法>

地域性から、柵の設置はあまりない。

ミズナラで単木防護をしたのは、食害を受けやすい樹種であったから、自社で柵を設置した。

<対策による被害動向>

シカの軽減はされておらず、シカは増えていると感じる。

【捕獲実施の状況】

<現在の捕獲の有無>

有り。

<捕獲を開始した年>

5～6年経過する（令和元年ころから）。

<従事者の確保方法>

捕獲はシンカン職員と地元の猟友会員により実施。

シンカンでの捕獲従事者（登録者数）は15名。メインで作業しているのは3名程度。地元猟友会の協力者は33名（平均年齢50代くらい）いる。

シンカンの向井氏は、当別町支部の支部長かつ、組合員（60haの森林を所有）であり、民有林の森林整備事業での林業事業者、下請け先でもある。

森林組合が、シンカンに森林整備業務を委託発注しているなかで、鳥獣被害の痕跡を報告してもらうこともある。

組合員でもあるため、鳥獣対策事業として国の補助金を得る際には、組合員として接することもある。

<雇用条件>

猟友会とは雇用関係はなく、有害活動として捕獲をしてもらっている。

<周囲団体との調整や連携>

JAに捕獲従事者証を交付してもらい、森林の被害状況や生息状況の情報提供を石狩振興局石狩森林室に依頼。

<行政の支援>

有害捕獲の捕獲報償費のみ。

シンカンに割り当てられた捕獲許可に対しては、報償費は受けとらない。

<当初の捕獲体制からの変更>

無し。

<捕獲を実施する上で苦慮する点>

銃では問題がないが、わな捕獲が主流になってきており、くくりわなや囲いの設置においては、技術の継承が進まず、人材が育たない。

<年間捕獲数>

捕獲事業を合わせれば（社有林以外もある、町外もある）150頭程度。
社有林だけであれば、10～20頭になると思われる。

【自社社員で捕獲を実施している場合の実施方法】

<捕獲に係る資金の確保>

シンカンは造林をメインの事業としているため、冬季は捕獲事業1本でやっている。捕獲事業は会社が管理する森林とは全く別のところで行っている。外部からの資金で捕獲をする。委託元は北海道、北海道森林管理局、札幌市。

<捕獲許可の種類>

町から許可を得ている。森林組合の管理地で被害があれば、シンカンとして別途捕獲許可を取っている。

猟友会への有害捕獲の許可は銃猟のみであるため、わな捕獲の許可を申請している。この許可を得ているのは、シンカンの職員のみ。

<捕獲技術の習得方法>

独学。囲いわなの開発等も、外部機関と共同でやっている。

<本業との作業調整方法>

冬季は捕獲事業のみを行っている。

それ以外の時期は、下刈の時期は朝4時～5時に開始し、昼頃に終了するため、そのあとに業務時間として捕獲作業（実質2～3時間を数日に1回程度）をすることがある。

<捕獲の実施による本業への支障>

支障がないように調整している。

<捕獲の規模>

くくりわなと囲いわな。今年から箱わなも採用。

囲いわなは遠隔囲いわな1基、箱わな1基、くくりわな20基ほど。

<捕獲個体の処分方法>

冬は利活用。夏場は産廃処理。

捕獲事業について、冬期は利活用を勧められる。夏場の有害捕獲については、処理方法は任意となっていること、近隣に加工処理施設がないため、ほぼ産廃処理となる。

<作業手順書の有無>

あり。

<安全管理規定の有無>

あり。

公共事業をする際には提出を求められるため。

<労災防止の措置や準備>

AEDの持ち出しや、ヒグマ用スプレアの準備をしている。

【捕獲計画や評価】

<目標設定や行動計画の有無>

特にない。

(捕獲の実施場所は捕獲の目撃や被害を、社員等から収集して決定している。)

<求める支援等>

シカに限らずクマ問題も増えている。それに対応するためには、資材費(大型囲いわな、ICT機器、センサーカメラ等)の補助があると助かる。

補助金は一部あるが手続きが煩雑であるため、簡略の方法やシステムを作ってもらいたい。

【捕獲作業に係る設問】

<危険事例>

ヒグマ問題が大きい。捕まったシカを襲いに来ることもある。実際にケガをしたことは無い。

<殺処分に係る心理的負担>

捕獲作業に抵抗を持っている人はいない。社員の募集時に業務として捕獲があることを伝えている。

■鳥取東部森林組合

【組織・捕獲実施の背景】

<管理する森林>

管理対象となる森林(組合員の森林)は毎年平均約250ha、こことその周辺が対象。

<近年の被害の動向や経営に影響を与える被害>

多くはシカによる被害(新植地での食害)

ほとんど柵の設置をしている。柵を設置しているところは防護できている。柵の管理も徹底しており、破損があれば補修もしている。

<シカ捕獲の優先度>

柵の設置や忌避剤の使用と併用しながら実施している。

<シカ捕獲の選択理由>

柵による防護ができているが、守るだけではなく、攻めの対策も必要であると判断した。

柵のみでは守り切れない、捕獲しないとどんどんシカの数が増えてしまう。

<組織における意思決定の方法>

最終決定は組合長が行う。

地元の猟友会ともトラブルが生じない様、調整に注意を払っている。

<捕獲以外の対策方法>

柵の設置をしている。柵の管理も徹底しており、破損があれば補修もしている。年に4回の点検を実施しており、点検にかかる経費は県から1万円/km、市町から5千円/kmの補助が出ている。

最近では忌避剤も使用しており、効果も出ている。忌避剤を散布（年4回）している造林地では柵は設置しておらず、忌避剤を散布するエリアも増やしていく予定。

<効果がある対策>

柵と忌避剤による防護。捕獲も必要。

<対策による被害動向>

捕獲をしていなければ食害が著しいと考える。

【捕獲実施の状況】

<現在の捕獲の有無>

有り。

<捕獲を開始した年>

現在3年目（令和2年11月から開始）

<従事者の確保方法>

森林組合の職員1名が対応している。

当該職員は、3年前に組合が捕獲を始める以前から捕獲経験がある。

<現在の捕獲体制を取った理由>

捕獲に従事している職員1名は8年前から組合職員である。当時、シカによる柵の侵入などが確認され、捕獲が必要と感じ、捕獲班を作った。

<雇用条件>

正規職員。

<周囲団体との調整や連携>

地元猟友会とは、捕獲場所の住み分けを調整している。森林組合が捕獲を実施する場所は、造林地とその周辺としている。

<行政の支援>

柵の点検費等の補助。

ほかパトの購入費の補助（子機13台、親機3台、1/2補助）。

<当初の捕獲体制からの変更>

当初は数名の捕獲人員がいたが、現在は1名で対応。

それ以外は大きな変更はない。

<捕獲を実施する上で苦慮する点>

捕獲個体の処理において、施設への搬入は上限などがあり、必ずしも処理場で処分できるわけではないこと。

捕獲者を増やして、捕獲圧を高めたいが、本業の増加や人件費の問題等がある。現在の職員から捕獲従事者を増やすことも難しいと感じる（特に捕殺に抵抗を示す人が多い）。

<年間捕獲数>

昨年は40頭弱。3年間での総数は140頭弱。

【自社社員で捕獲を実施している場合の実施方法】

<捕獲に係る資金の確保>

わなの部品の購入費やICT機器の購入は補助を活用。

人件費等の補助はない。捕獲により被害が抑えられているので、（捕食されて、また植える作業を考慮すれば）全体ではプラスになる。

<捕獲に係る経費や不足額>

実質はない。捕獲報償費は組織に入れる。

<捕獲許可の種類>

有害許可を取得（猟期中も含め）。

<捕獲技術の習得方法>

捕獲者の経験（独学）による。

わなの作り方などは教わったことがある程度。

<本業との作業調整方法>

捕獲従事者は、ほぼ捕獲に従事しており、捕獲のための調査や豚熱対策などの鳥獣を対象とした業務に専従。

<捕獲の実施による本業への支障>

なし。

<捕獲の規模>

通年実施。

くくりわなによる捕獲が主。豚熱対策で県から貸与された箱わな2基がある。

くくりわなは多くて15基程度を設置（平均は8~10基程度）。

<殺処分方法>

失神させてからナイフで止めさしする、あるいは生け捕り。山主さんによっては、捕殺を断られる（流血を嫌がる）場合があるため、捕獲個体を生きたまま搬送する必要がある。

<捕獲個体の処分方法>

鳥取市内の捕獲個体であれば、鳥取市の処理場が引き取ってくれる。それ以外での捕獲については、敷地に搬送して埋設などしている。

<作業手順書の有無>

ない（現在従事者が1名であるため）。

<安全管理規定の有無>

ない（現在従事者が1名であるため）。

<労災防止の措置や準備>

ない。

【捕獲計画や評価】

<目標設定や行動計画の有無>

ない。

<捕獲計画の決定者>

捕獲者が決定。

<捕獲の範囲や時期の設定方法>

捕獲者が痕跡等を確認して、シカが増えている場所などを中心にわなを設置している。

<効果検証>

2か月ほど様子を見て、効果を確認。

<収集しているデータ>

無し。

<求める支援等>

人件費、人員の確保、技術者の確保。できれば即戦力が望ましい。

捕獲に関わらずそもそも林業分野での人の確保が難しくなっている。

安定的な収入を得て捕獲事業ができる様な体制や資金が必要。

現在ある、「緑の雇用」事業のような捕獲に係る研修支援事業（1年間程度のOJT研修）を要望する。

【捕獲作業に係る設問】

<捕獲に係る職員の人数>

1名。

<捕獲者の当初の捕獲経験>

有り。

<捕獲作業のうち、業務として行っている作業>

捕獲に係る全ての作業。

<捕獲作業と本業との調整>

捕獲にほぼ専従。

<これまでに受けた研修等>

ない。

<捕獲技術の習得方法>

独学。

<危険事例>

生け捕りをする場面があるため、シカに蹴られたことはある。

<殺処分に係る心理的負担>

なし。

<捕獲を実施する上での課題等>

作業者の不足。

<求める支援>

直接の利益につながらないことから、人件費の補助等を希望する。

確実に捕獲に従事してもらえる人材の確保。

山林での捕獲の話題性の提供なども必要ではないか。

■長野森林組合

【組織・捕獲実施の背景】

<管理する森林>

広域の合併組合であるため、9市町村（長野市、須坂市、千曲市、坂城町、小布施町、飯綱町、信濃町、高山村、小川村）長野地域振興局管内が経営管内。

管内の面積は約15万ha、内森林面積は約10万ha（65%）、民有林面積は約8万ha、人工林率は45%。

組合が所有する森林については私有林のみだと約3.9万haが経営面積である。

<近年の被害の動向や経営に影響を与える被害>

管内の南側では、人工林（カラマツ、スギ）は9割がシカの被害。ノウサギは非常に少ない。ノウサギ対策には、新聞紙を植栽木に巻いて被害対策を行っていた時代もあったが現在はほぼされていない。

クマの皮剥も増えていて、一部で被害防止のためのテープ巻もされている。

北信地区は、徐々にシカが増えてきている。新植地の採食、角研ぎ、広葉樹への樹皮剥ぎが主な被害。

松代町の例では、調査面積870.7haにおいて、人工林で被害額が約5,600万円、エリア内全体に被害発生。

<シカ捕獲の優先度>

柵の設置は難しい。捕獲が必要。

<シカ捕獲の選択理由>

①経営から考えると、持続可能な森林資源供給のためにも構成林が必要、皆伐をして若い世代を植栽する必要があると判断しているが、シカにより植栽木が被害を受け、持続

可能な森林経営の継続が危機となっている。県南部の根羽村森林組合が年間 3,000 頭のシカを捕獲しても被害が全く収まらない状況を聞いて、当地域についても捕獲を実施することが必要であると判断。

②ちょうど捕獲経験がある職員が入組した。

③実証事業（補助事業、資金源）があった。

①～③の条件がちょうどそろったことが大きい。

<捕獲以外の対策方法>

北信地区ではシカの生息が少なかったため、柵による対策は進められてきていなかった（近年は増えてきている）。

また積雪が多い地域であるため、雪により柵の高さが低くなる、対雪の柵が必要になるため、あまり進められてきていない。

ヘキサチューブも設置したことがあるが、雪により倒されてしまうことがあるため、これもあまり推進されてきていない。

忌避剤による防護が主であった。ただし効果はあまり感じられない。

【捕獲実施の状況】

<現在の捕獲の有無>

無し。

<捕獲を開始した年>

令和3年と4年の2年間実施

<従事者の確保方法>

組合職員からの捕獲従事者は1名。

長野市猟友会松代支部に依頼し、協働で実施。

<現在の捕獲体制を取った理由>

狩猟期のみにして、猟友会との軋轢を回避したい点と、長野市が経営するジビエ加工施設があり、ジビエ協力隊（実施隊員が務める）の活用も推奨されたため。

<雇用条件>

猟友会へは外注として行った（時間給での支払い）。捕獲以外にも調査なども実施頂いた。

<周囲団体との調整や連携>

上記のとおり地元猟友会と共同体制を作って実施した。

<行政の支援>

補助事業を受けていた（実証事業）。

長野市中条にある加工施設（長野市ジビエセンター）にジビエカー及び小型保冷車を配備したが、活用されない課題があった。補助事業では、ジビエカーを無償で借りて、これらの活用を実証することが組まれていた。そのための捕獲も補助事業に組まれていた。

<当初の捕獲体制からの変更>

特になし。

<捕獲を実施する上で苦慮する点>

第一は人材不足。ただし今回協力を得た松代支部は、協力を得やすく、人材確保はしやすかった。

積雪の問題もある。捕獲地までのアクセスが困難になったり、時間や体力を要する。

<年間捕獲数>

令和3年は3カ月で75頭、令和4年も3カ月で40頭。どちらの年もジビエ活用が必要となっていたが、令和4年は90%が活用に回せた（回せないものは撃たないなどの判断をした）。いずれも銃器とくくりわなによる捕獲結果。これまでの捕獲数は115頭。

【自社社員で捕獲を実施している場合の実施方法】

<捕獲に係る資金の確保>

補助金を得て実施した。補助率は10/10。補助金がないと、自社での資金捻出は難しいのが現状。

<捕獲に係る経費や不足額>

補助事業での実施であるため、直接の不足額はない。

<捕獲許可の種類>

狩猟、有害許可を取得。

<捕獲技術の習得方法>

独学。

<本業との作業調整方法>

捕獲に従事した組合職員1名は、ほぼ捕獲に専従した。

<捕獲の実施による本業への支障>

支障なくできた。

<捕獲の規模>

銃器とくくりわなによる捕獲を行った。

銃器は巻き狩りが中心であったため、土日など人数が確保できる日のみ実施。令和4年度は誘引狙撃も行った。

くくりわなは、令和3年度は20基程度、令和4年度は4～5基の設置であった。

<殺処分方法>

ナイフでの止めさしが主。大きなイノシシについては、銃器の使用や、保定具の使用をしている。

<捕獲個体の処分方法>

原則、処理施設への搬入。搬入できないものは自家消費した。

<作業手順書の有無>

書面では無し。

<安全管理規定の有無>

書面では無し。

現場作業をする場合は、開始前にミーティングを行った。

<労災防止の措置や準備>

特に銃猟を中心に、現地での研修（稜線での発砲禁止や安全確保について）をした。

くくりわなでは錯誤捕獲が発生しないよう、獣道での痕跡確認の研修等を行った。

【捕獲計画や評価】

<目標設定や行動計画の有無>

補助事業の中で、捕獲計画や実績の報告等をまとめた。

<捕獲計画の決定者>

社員の捕獲者が決定。

<捕獲の範囲や時期の設定方法>

痕跡調査等により評価して決定。

<効果検証>

数値での評価はない。

<収集しているデータ>

数値データの収集はない。

<現状の捕獲状況や被害軽減等の評価、今後の展望>

減った実感はないが、目撃情報から、シカが捕獲場所を回避しているように感じる。

<求める支援等>

組合のビジネスとして捕獲業務を行うには、捕獲に係る職員（ただし、捕獲を負担に思わない社員）を増やしていくことが必要。

組合がシカの捕獲が必要だと感じて、現状では金銭的に難しい。森林環境譲与税等を活用し、有害鳥獣捕獲の一つとして見回りから捕獲までの作業を、森林組合を受け皿として実施する体制を市町村が構築していくことが必要であると感じる。持続可能な体制作りが重要であるとする。

以前、市町村と話した時には、被害の具体的額が分かると、それに見合った対策の投資が検討できるが、森林については、被害額の算定が難しい。被害の判断基準が難しい点も、行政としても対応しにくい分野であることは言われたことがある。

金銭的な部分と、捕獲が出来る人材の確保が必要（猟友会の高齢化も深刻であるため、新しい人材が必要であると感じる）。

社会的ニーズとして捕獲が必要であるが、捕獲する人がいないため、行政が資金を確保し、森林組合に依頼する、などの体制作りが必要である。

【捕獲作業に係る設問】

<捕獲に係る職員の人数>

職員では1名のみ。

その他調査等には協力してもらえる職員はいるが、捕獲（特に捕殺）に抵抗がある職員は多いと思う。一方、狩猟免許取得に興味を持っている職員も2名ほどはいる。

<捕獲者の当初の捕獲経験>

有り。捕獲従事者の祖父が捕獲をやっていたことから、20歳から狩猟免許を取得（7年前）し、捕獲を実施している。

<捕獲作業のうち、業務として行っている作業>

捕獲に係る全ての作業。

<捕獲作業と本業との調整>

ほぼ捕獲に専従している。

繁忙期が夏から秋であり、業務の余裕がある冬場に捕獲事業が実施された。

<これまでに受けた研修等>

ない。

<捕獲技術の習得方法>

独学。

<危険事例>

危険なことはなかった。

<殺処分に係る心理的負担>

なし。

<捕獲を実施する上での課題等>

なし。

<求める支援>

上述のとおり。

■宇摩森林組合

【組織・捕獲実施の背景】

<管理する森林>

シカの被害対策の対象となる場所は主に植林地であり、森林組合が植林した約50ha。

<近年の被害の動向や経営に影響を与える被害>

ノウサギの被害がやや目立つ。シカの被害が減っている一方、ノウサギが増えてきている印象。

四国中央市の富郷地域では、植栽が多い地域ではあるが、熱心に取り組む猟師が多く、被害は減っている。

ただし、柵を外してもいいほどの減少ではない。

シカによる食害があり、被害はゼロではないが、シカ柵のメンテナンスをきちんとすると被害抑制できる。

<シカ捕獲の優先度>

柵の設置と捕獲の両立が必要。

<シカ捕獲の選択理由>

両方が実施できていないと植林は成り立たない。

<組織における意思決定の方法>

組合長は特に調整や指示はしない。

現場に任せており、現場判断で協力団体等へ捕獲を依頼する。

<捕獲以外の対策方法>

柵の設置が必須。忌避剤は用いない。

<効果がある対策>

柵と捕獲。これ以外はない。

<対策による被害の動向>

柵と捕獲の対策がしっかり実施できている場所であれば、被害は軽減してきていると感じる。

【捕獲実施の状況】

<現在の捕獲の有無>

有り。

<捕獲を開始した年>

5年ほど前から。再生林が多くなった時期。

<従事者の確保方法>

捕獲を外部組織に依頼している。猟友会と、組合の協力事業体（狩猟免許を持っている人がいる、猟友会員兼事業体員の方もいる）。

協力事業体は4事業体あるが、このうち2事業体は捕獲免許を持った人が所属している。これらの事業体が植栽した地域での捕獲は、これらの事業体に捕獲を依頼する。他の地域で捕獲が必要になった場合は、猟友会に捕獲を依頼（特に最後の止めさしまで）する。

<現在の捕獲体制を取った理由>

森林組合の職員が捕獲をするとなると、一番のネックは止めさし作業になる。できる人は組合内にはいない。協力事業体の中でもできる人のみが関わっている。できる人は少ないのが現状。

<雇用条件>

事業で依頼する場合は外注費を出す、委託料などはない。

協力事業体は、市の許可による有害活動として捕獲を実施し、報償費を得ている。

<周囲団体との調整や連携>

地元猟友会と調整して実施している。猟友会は市が指定する範囲内で有害捕獲を実施している。

<行政の支援>

捕獲に関しては無し。

県の事業で、柵の見回りに対しては、人件費の補助（1カ所あたり●円といった決まり）がある。

<当初の捕獲体制からの変更>

体制の変化はない。

<捕獲を実施する上で苦慮する点>

特別にはない。

<年間捕獲数>

不明。捕獲作業を外部に依頼しているため、把握できていない。

【自社社員で捕獲を実施している場合の実施方法】

<捕獲に係る資金の確保>

委託費や外注費を払っていないため、確保不要。

【捕獲計画や評価】

<目標設定や行動計画の有無>

捕獲してほしい場所（再造林エリア周辺など）は組合から示す。

<捕獲計画の決定者>

外部に依頼しているため、把握できていない。

<捕獲の範囲や時期の設定方法>

捕獲は1年中依頼可となっている。

<効果検証>

外部に捕獲を依頼しているため、把握できていない。

<求める支援等>

事業（県が行っていた「シカによる森林被害緊急対策事業」といった捕獲事業等）を継続して行ってほしい、捕獲の手を緩めるとまたすぐに個体数が増えてしまう。

狩猟者の高齢化が当該地域でも課題となっているため、担い手の確保や育成が必要。土日のみ捕獲活動だけ実施するとした場合でも、仕事をしながら捕獲に従事することは難しい。

社会的ニーズとして捕獲が必要であるが、捕獲する人がいないため、行政が資金を確保し、森林組合に依頼する、などの体制作りが必要である。

<組織として捕獲をする意義>

植栽木が育たないので、捕獲が絶対的に必要である。

<求める支援>

狩猟、捕獲の必要性を広く知ってもらふ工夫が必要。農地や森林で被害に遭っている人しか主に関心を示さない。捕獲に関わる人を増やす工夫が必要。

■前田一步園財団

【組織・捕獲実施の背景】

<管理する森林>

3,583.79ha。

<近年の被害の動向や経営に影響を与える被害>

樹皮食害、幼稚樹食害、角こすり被害。

樹皮食害（オヒョウ・ハルニレ、13,031本中95,848本被害、54,752m³中39,545m³被害、平成4（1992）年～8（1996）年に約1,200箇所原則1箇所50×40mの標準地を設定し実施。3593.08ha中3,542.44ha（林班単位）に被害発生。

<シカ捕獲の優先度>

対策は、給餌・捕獲・ネット巻きを実施。

<組織における意思決定の方法>

担当課において事業計画案・予算案を策定、理事会で承認。

<捕獲以外の対策方法>

捕獲以外の対策は、給餌（捕獲をしない場所にもエサを撒き、そのエサを食べさせることで樹木への食害を防ぐことを目的）を実施。年によって箇所数が変わるが、約3,600haの中で15～20か所設定して実施している。給餌はビートの搾りかすで量は90t（12月から4月の約5カ月間）、購入している（資金が必要）。被害軽減効果はあると感じている。シカの出没が多い場所や林道脇（除雪ができていない範囲に限る）で実施。

その他ネット巻きを実施。

給餌・捕獲を優先、ネット巻きは被害状況に応じ実施。

<対策による被害の動向>

令和2（2020）年頃までは被害を抑制していたが、近年は増加傾向にあると考える。

【捕獲実施の状況】

<現在の捕獲の有無>

有り。

<捕獲を開始した年>

有害駆除：平成11（1999）年度冬期～平成16（2004）年度。

囲いわな：平成16（2004）年度～。

<従事者の確保方法>

森林施業を発注している関連会社へ捕獲を含むエゾシカ対策業務を発注している。(委託内容が年によって異なるが、昨年度のエゾシカ対策費は約 1,700 万円)。

<現在の捕獲体制を取った理由>

エゾシカ対策は森林管理の一環であり、長年森林施業を発注してきた会社が最も前田一步園財団管理森林の状況を把握しているため。作業内容はわな製作・設置・捕獲・給餌・ネット巻き。単価は二省協定単価に準ずる。

組織の人員は 8 名、そのうち山のことに対応しているのは 2 名であるため、自前で人員を用意して捕獲に取り組むことは非常に難しいのが現状。

<周囲団体との調整や連携>

釧路市：捕獲許可申請の窓口

北海道：捕獲許可者

環境省：わな設置（自然公園法）許可申請

阿寒摩周国立公園エゾシカ対策協議会（事務局環境省）への構成員としての参加

林野庁：近隣で捕獲事業実施の際の調整（近隣国有林で捕獲実施の際の、当方管理森林内の給餌実施調整）

<行政の支援>

釧路市：鳥獣被害防止総合対策交付金→捕獲報償費（財団に入って、捕獲の資金とする）

北海道：エゾシカ森林被害防止強化対策事業（捕獲のわな設置に係る資材費と人件費の補助、総額の 1/2 以内の補助）

<当初の捕獲体制からの変更>

銃による有害駆除から、「国立公園内観光地における銃声の発生」、「シカの行動変化による捕獲効率の低下」等により、囲いわなによる捕獲へ手法変更を実施。

担い手を猟友会会員から森林施業実施関連会社へ変更。変更の理由は、銃器からわなに変更したこと。その当時はエゾシカの大型捕獲わなによる方法の手順もなかった。

<捕獲を実施する上で苦慮する点>

シカの動向に関する情報入手。

市町村や地域レベルでのシカの生息数や動向に係る情報提供を希望する。

事業計画を立てる上でも、なるべく直近のデータを用いたい。

<年間捕獲数>

有害駆除：965 頭（平成 11（1999）年度冬期～平成 16（2004）年度）

囲いわな：4,621 頭（平成 16（2004）年度～令和 4（2022）年度）

<捕獲に係る資金の確保>

わなの設置、部材の購入：補助あり

見回り、捕獲：補助なし

わなのメンテナンス、補修：補助なし

捕獲以外の給餌作業：補助なし

わなの撤去：補助なし

上記のとおりほぼ補助なし。財団の資金で実施している。

<捕獲の規模>

囲いわな捕獲。令和元年は2基、54頭。令和2年は3基、109頭。令和3年は3基、130頭。令和4年は5基、188頭。令和5年は6基。

【捕獲計画や評価】

<目標設定や行動計画の有無>

財団が計画を立てて、捕獲を依頼している組織に指示する。

目標設定：有（森林の保全、数値化はしていない）

行動計画：有（事業計画にて事業量を策定）

評価方針：無（検討中）

被害把握：有（森林内44箇所（44ha）で、樹皮食害、角こすり調査）

調査方法：目視による調査

評価方法：無（検討中）

<捕獲計画の決定者>

決定者は理事長。監督・評価者は担当課、理事長。

<捕獲の範囲や時期の設定方法>

わな設置場所の選定：目撃数（餌場）・給餌量・被害量の情報により決定。

時期：積雪後（1月）～雪解け（3～4月）。

<効果検証>

有り。44か所被害調査による被害状況によりわな位置変更を検討。

<収集しているデータ>

目撃数（餌場）・給餌量・被害量。

<現状の捕獲状況や被害軽減等の評価、今後の展望>

一時期抑制に成功していた被害が増加傾向にあると考える。

シカ捕獲事業は赤字事業である。

シカは広範囲に移動する習性であり、捕獲の効果は捕獲地域外でも享受される。

一方シカの習性に合わせた場所や時期の捕獲が必要。

広域かつ多様な被害が生じているため、捕獲は公共事業としての事業化が必要な状況であると考える。

シカの状況（当財団管理森林内に定住数、季節移動数）を1組織で把握、予測することは大変困難（不可能）であり、自治体や都府県をまたぐ情報収集が必要であるため、省庁もしくは都道府県等しかるべき機関による情報の収集、提供を強く求める。

<求める支援等>

シカ捕獲に対する事業費支援、被害状況調査費用支援。

シカ出没（移動）予測情報提供（エゾシカ予報）、情報提供のスピード。

シカの被害はとった場所だけでメリットを得るわけではなく、シカの行動域全域にメリットが出ると考える。

金銭的な支援ももちろんであるが、シカの生息等に係る情報の提供もお願いしたい。

<捕獲者側からみた近年の被害の動向等>

樹皮食害、稚樹採食による更新阻害、樹幹角こすり、ササ採食。

樹皮食害は一旦沈静化していたと思われたが、2021年以降再増加傾向にあると思われる。稚樹の更新阻害については継続していることが確認されている。角こすりもトドマツの小径木を中心に多い。ササ採食も近年増加していると思われる。一部地域ではササの資源量の減少が見られるが定量的な調査は未実施。

全ての深刻度は高いと考える。

<捕獲作業のうち、業務として行っている作業>

一部を担当している。予算案作成、事前調査、捕獲適地選定、林野庁の補助金（エゾシカ森林被害防止強化対策事業）受領事務、捕獲事業請負契約関係事務。

その他の作業は、請負契約先である林業事業者が行っている。請負先の作業は、囲いわな設置、自動落とし扉設定、わな内への給餌、移送用箱への追込み作業、わな内及び周辺の除雪。

<捕獲作業と本業の調整>

捕獲作業は間伐作業と並行しており、捕獲期間（1月中旬～3月）は月・木曜日に囲いわなの自動落とし扉を設定し、火・金曜日に移送用箱への追込み作業を実施。作業員3人で、わな設定に0.25日/回、移送用箱への追込み作業は捕獲頭数に応じて0.5～1日/回。捕獲数が0頭の日には給餌や間伐作業に振替。

<これまでに受けた研修等>

「農林水産省令和2年度鳥獣被害対策基盤支援事業」鳥獣被害対策コーディネーター等育成研修に参加した。「地域リーダー（森林）」部門。

<捕獲技術の習得方法>

2000年～2005年は猟銃による許可捕獲を実施。2005年～現在までは囲いわなによる捕獲を実施しているが、周辺のシカを目撃状況などから、囲いわなによる捕獲頭数を更に伸ばす余地はある。囲いわなによる捕獲数向上のための改善（自動落とし扉のカウント精度向上、トリガー凍結等のトラブルの低減）について助言があればなお良い。加えて、囲いわな以外の捕獲手法の検討も専門家を交えて必要であると感じる。改善点はあると考えており、外部団体が対応すればもっと捕れると考える。しかし、外部組織も捕獲を専門としているわけではないため、どこを直すべきかは独自で考えていくことは難しいと考える。

<危険事例>

2023年4月初旬、囲いわな内にヒグマが侵入しているところを作業員が発見した。作業員がわな付近に車両で近づいた際に、ヒグマが走り去ったため事故には至らなかった。当該年度の捕獲を中止し、自動撮影カメラをわな付近に設置して観察を継続している。

<捕獲を実施する上での課題等>

請負先の作業員（組織自体の職員）が2015年までは6～8名だったが、2018年以降は3名に減少していること。

費用が大きい、シカは広域を移動する生態であるため、局所的な対策では効果が明瞭でないこと。

上記<捕獲技術の習得方法>と重複するが、周辺のシカを目撃状況などから、囲いわなによる捕獲頭数を更に伸ばす余地はある。囲いわなによる捕獲数向上のための改善（自動落とし扉のカウント精度向上、トリガー凍結等のトラブルの低減やその他）について助言があればなお良い。

<組織として捕獲をする意義>

本地域はシカの越冬地として機能しており、周辺地域から冬季にシカが集まるため、森林へのシカの影響を軽減するためには捕獲は必要であると考え。当組織は阿寒湖周辺の森林を保護・保育することを目的としているため、捕獲行為も本業と言え。間伐事業と並行し、給餌、捕獲を実施している。

ヒグマによる事故は人命に関わるため、最も避けなければならないと考えている。

<求める支援>

囲いわな以外の捕獲手法の併用について、専門家の支援のもと検討を進めてはどうかと考える。囲いわな以外の捕獲（銃など）も導入すべき。（くくりわなはヒグマ対策が必要になるため、導入は難しいと考えている）

■D株式会社

【組織・捕獲実施の背景】

<管理する森林>

D株式会社が管轄している範囲で、約15,000ha。

<近年の被害の動向や経営に影響を与える被害>

管理している森林のほとんどが獣害に遭っており、近年被害範囲が拡大している。

3～4年前はシカ被害が主だったが、それ以降はノウサギの被害も出始めている。被害の規模としてはシカの方が甚大。

シカ被害については、新植地での食害があり、11年生以降においても樹皮剥ぎ被害が発生している。

<シカ捕獲の優先度>

捕獲は2年前まで実施していた。捕獲の必要性は高いと認識しており、できれば実施したいと考えている。

<組織における意思決定の方法>

事業書員全員（約5名）で実施する内容を決定している。

<捕獲以外の対策方法>

防護柵を設置している。

以前は皆伐地全体を柵で囲っていたが、谷や土砂の影響により、設置しづらさや破損のしやすさ等の課題があったため、現在は狭い範囲で設置している。囲む広さは山によって異なるが、およそ3ha以下にしている。

忌避剤も試したことはあるが、有効性はなかった。

<効果がある対策>

捕獲、柵ともに効果があると感じている。

捕獲については、数年同じ場所で捕獲を継続すると、その場所でのシカの個体数は減少した印象がある。

柵も設置しないと成林が難しいと判断している。

<対策による被害動向>

捕獲を継続的に実施したエリアでは、シカの数が増加していると実感している。

【捕獲実施の状況】

<現在の捕獲の有無>

無し。

<捕獲を開始した年>

おそらく十数年前から実施しており、2年前に終了した。現在は猟友会との調整が難しく、実施していない。

<従事者の確保方法>

当時、猟友会員であり狩猟経験のある社員1名で実施していた。業務として実施していたのではなく、土日等に有害鳥獣捕獲として捕獲を行っていた。退職後（約7～8年前）は、アルバイト契約を結び、柵の点検と捕獲を行っていた。

<雇用条件>

アルバイト契約。わなや捕獲通報装置は会社が貸与していた。

<行政の支援>

捕獲報償費は捕獲者本人が受け取っていた。

<捕獲を実施する上で苦慮する点>

従事者の確保。人件費については、実際の山林被害額を比較すると大きな負担ではない。縄張りや高齢化等により、他の猟友会員に依頼することが難しい。よく知らない人には気軽に依頼できない。

<年間捕獲数>

百数十頭の捕獲があった。

【自社社員で捕獲を実施している場合の実施方法】

<捕獲に係る資金の確保>

会社資金。捕獲報償費は捕獲者本人が受け取っていた。

<捕獲許可の種類>

狩猟、有害鳥獣捕獲。

<捕獲技術の習得方法>

独自に捕獲者が行った。

<本業との作業調整方法>

無し。

<捕獲の実施による本業への支障>

無し。

<捕獲の規模>

ほぼ1年間捕獲していた。

くくりわなのみ使用し、おそらく30基設置していたと思われる。

捕獲は、シカの生息や被害が多いと推察されるごく一部の範囲で行っていた。

捕獲個体の処分方法：捕獲従事者に任せていた。

<安全管理規定の有無>

書面では無し。

<労災防止の措置や準備>

作業の開始・終了時には、他の社員の携帯へ連絡することは徹底していた。

(捕獲が早く分かる様に、発信機をつけてもらっていた。)

【捕獲計画や評価】

<目標設定や行動計画の有無>

会社としては定めていない。捕獲の場所選定等は、捕獲者に任せていた。

おそらくシカ捕獲が必要な場所を選定してもらっていた。

<捕獲計画の決定者>

捕獲者。

<捕獲の範囲や時期の設定方法>

シカ捕獲が必要な場所。

<効果検証>

無し。

<収集しているデータ>

大まかな捕獲数は把握していた。

<求める支援等>

資金面の補助等は難しいと考える。

効果的な対策について、官民一体で検討・検証することや、効果的な方法を広く全国的に共有することを求める。

捕獲をするには、人材の確保が必至だと考えている。

*当時の捕獲従事者にはヒアリングを行えていないが、管理者から危険事例について、以下のように回答を得た。

<危険事例>

具体的には聞いていないが、止めさし作業が最も危険だったと考える。

<組織として捕獲をする意義>

捕獲に専従する人をまた雇用するというのも検討課題ではあるが、すぐには実現することが難しいと考えている。

(3) 標準作業等の試行的整備

シカ捕獲のためのわな等の設置手順を示した標準作業書や安全関係の規定等について試行的に作成した。標準作業書は、(2)のヒアリングの対象団体において最も多く採用されている捕獲方法であったくりわな捕獲と、次いで採用が多かった箱わなによる捕獲についての2事例について作成することとした。作業書の作成においては、実際に現場で行う際の手順を間違いなく行うことができることと、安全性の向上に重点をおいて作成した。

作成した標準作業書は、巻末資料2及び巻末資料3に示した。

(4) 試行的支援の実施

林業関係者がシカ捕獲を実施するにあたり、予算や人員の関係上、被害軽減を図るための捕獲活動に制限が生じ、十分に実施できていないケースも考えられる。このため、1団体を対象にヒアリングを実施し、課題を抽出し効率的な活動に繋げるための改善方法の提案を行い、今後の捕獲活動継続のための助言等を行った。

①ヒアリングの実施

平成23年以降、シカ捕獲を自組織で実施しているA森林組合を対象に、(2)と同様の項目についてヒアリングを実施した。ヒアリング結果は以下に記した。

■ヒアリング実施日：令和6年2月13日

【組織・捕獲実施の背景】

<管理する森林>

現在は広い範囲ではやっていない。3地区（集落、農業集落とは異なり、人里からは離れた森林内）でやっている。およそ3,000ha。

被害が多く、捕獲の必要性が高い場所で実施。

<近年の被害の動向や経営に影響を与える被害>

樹皮剥ぎが多い※現在、新植はあまりやっていない。

金額的なものは分からない。

シカ以外にもクマによる樹皮剥ぎも発生して混在しているため、シカのみでは評価が難しい。

被害は毎年1割くらい増えていると感じる。

樹皮剥ぎに遭った部分（地上から3mくらいまで）は廃棄することになる場合もある。

枯死している場所は、間伐対象林から外さなければならない。

<シカ捕獲の選択理由>

平成23年以降、国（県）が進めるシカ被害対策事業（補助事業）を活用し行っている。

その範囲内で実施しているが、それ以上の捕獲努力量をかけることは、金銭的にも人間的にも難しい。

補助金額は50万円程度となっている。

捕獲にかかる経費（人件費、止めさし埋設費）全てが対象。

<組織における意思決定の方法>

組合長。予算要求するかどうかを決定する。

<捕獲以外の対策方法>

なし（市町村主導で、柵を設置してる場所もある。資材費は出るが、設置は各自ですることとなっている）。

<効果がある対策>

シカによる被害対策はほぼできていない（予算的に独自では難しい）。

<対策による被害動向>

毎年1割くらい増えている印象。

【捕獲実施の状況】

<現在の捕獲の有無>

有り。

<捕獲を開始した年>

平成23年～。

<従事者の確保方法>

組合の職員（事務、現場管理職）、3名が実施している。

- *補助金は、賃金に対する補助となる。
- 事業開始時に狩猟免許を取った。全員初心者だった。
- <現在の体制を取った理由>
補助金の条件のため。
- <雇用条件>
直接雇用。
- <周囲団体との調整や連携>
猟友会と、わなの設置場所の調整をしている。
猟友会が先にわなを設置していれば、そこでの捕獲は避けるようにしている。
- <行政の支援>
現在使用している箱わなは補助を受けて購入（初年度に4基、全額補助）。
- <当初の捕獲体制からの変更>
無し。
- <捕獲を実施する上で苦慮する点>
ほぼないが、人の土地に設置するため、山主の許可や、地区の区長に紹介いただいたり確認頂いて実施する必要がある。
捕獲があった時、早めに処理が求められる。
- <年間捕獲数>
今年は2頭程度、多くても5頭もいかない。

【自社社員で捕獲を実施している場合の実施方法】

- <捕獲に係る資金の確保>
国からの補助金のみ。
組合ができる範囲でかつ、決まっている補助額の範囲内で行っている。
- <効率化の工夫>
特になし。本業を優先している。
- <捕獲許可の種類>
有害鳥獣捕獲許可を直接受けている。
- <捕獲技術の習得方法>
地元の猟友会に現場に同行してもらい、痕跡の確認やわなの設置に適した場所等の見極めについて指導を受けた。
- <本業との作業調整方法>
設置は3～4名で実施。本業を行いながら、時間が空いた時に実施（捕獲見回り等に
必要な時間は2時間程度、本業に支障がないようにしている）。
- <捕獲の実施による本業への支障>
本業を優先して、空き時間に実施。

< 捕獲の規模 >

8月～10月の約3か月間。箱わなのみ、4基。

< 殺処分方法 >

止めさしから埋設は、地元猟友会に依頼（この作業費も補助金の対象）。

< 捕獲個体の処分方法 >

猟友会に依頼している。立ち合いはしている（埋設まで現場確認する）。

< 作業手順書の有無 >

無し。

< 安全管。理規定の有無 >

無し。

< 労災防止の措置や準備 >

傷害保険、賠償責任保険はかけている（補助対象）。

【捕獲計画や評価】

< 目標設定や行動計画の有無 >

なし。2時間以内で見回りできる範囲内で設置することを優先している。
箱わな捕獲であるため、わなを設置できる場所は比較的限定されている。

< 捕獲計画の決定者 >

捕獲従事者間で決定。

< 捕獲の範囲や時期の設定方法 >

2時間以内で見回りできる範囲に限られる。わなを置ける場所も限定されている。

< 効果検証や収集しているデータ >

無し。

< 現状の捕獲状況や被害軽減等の評価、今後の展望 >

現在の捕獲数では被害の軽減は全くできていない。

< 求める支援等 >

支援があっても手が回らない、捕獲に力を入れることは難しい。
柵の設置も難しいため、国の補助事業で木にネットを撒いて防護することを行っている。

【捕獲作業に係る設問】

< 捕獲に係る職員の人数 >

職員3名。

< 捕獲者の当初の捕獲経験 >

無し。入社後に免許を取って技術も習得。

< 捕獲作業のうち、業務として行っている作業 >

わなの設置、見回り。

<捕獲作業と本業の調整>

本業を優先している、その中で空き時間に捕獲をしている。

<これまでに受けた研修等>

あるが、初年度に受けた程度。

<捕獲技術の習得方法>

初年度に猟友会に現地研修を依頼した程度。

②捕獲継続のための課題の抽出と改善方法の提案

上記のヒアリング結果により、A 森林組合では以下のとおり捕獲者の確保が最大の課題であると整理された（以下には追加ヒアリングの内容を含む）。

- ・ 捕獲方法は箱わなであり、本業の空き時間に2時間以内で見回りできる範囲に設置している
- ・ 捕獲数は5頭以下で、被害軽減はできていない
- ・ 捕獲を拡大してシカによる被害抑制を図りたい思いはあるが、現在そもそも職員が少なく、本業への支障を出さないためには捕獲作業に対して人手を回すことができない
- ・ 捕獲に従事する人として、新たに人員を雇う経費も確保できない
- ・ 仮に雇用のための経費補助を受けられるとしても、現在の捕獲は期間が限定されていること（8月～10月までの約3か月）、1日の作業時間は2時間程度であることなどから、雇用条件が悪く、募集をかけても来てくれる人がいないと想定される
- ・ 地元の猟友会でも会員が少なくなっていることから、猟友会に協力を依頼することも難しい

この現状を受け、現状の人員及び体制で効率的な捕獲を継続するための対応策として、クラウドシステムを利用した自動撮影カメラの活用を提案した。

このカメラを使用することにより以下の利点がある。

- ・ 誘引されている動物の種類や頭数、エサやわなに対する誘引状況を毎日カメラで確認できることから、捕獲作業の省略（例えば、誘引され始めるまでは、現場に行くのは数日おきとする。誘引され始めたら毎日のエサやりを徹底するなど）が可能で、必要最低限の作業量で捕獲を実施することが可能となる。
- ・ 現在よりも離れた場所での捕獲も実施可能となる。
- ・ 現場に行かなくても捕獲結果が分かるため、捕獲があった場合には、捕獲作業を優先した1日の作業スケジュールが即日立てられる。
- ・ 捕獲従事者全員が誘引状況等を日々確認できることから、状況を共有することが

でき、捕獲への意欲向上及び技術の向上に役立つ。

ただし、自動撮影カメラの購入が補助金等の対象となるかは、ヒアリング時は不明であった。購入費は1台あたり約8万円、使用料（LTE回線等）として年間のランニングコストが12,000円程度かかることを理解することと、わな設置場所がLTE回線の電波が入ることを確認した上で導入を検討する必要がある。



図1. クラウドシステムカメラ（左）と撮影結果を確認するウェブの画面（右）の例

③標準作業書に対する意見の徴収

(3) で作成した標準作業書案（箱わな捕獲及びくくりわな捕獲）を確認頂き、組織として、これに基づいた作業が可能であるか、実行が難しい点があるか、記載以外に独自で実施している工程があるか等について、以下のとおり意見の聴取をした。詳細な手順や法令の内容の記載があり分かりやすく、おおむねこれに基づいた作業の実施は可能であるとの回答であったが、一部改訂検討の意見が以下のとおりあったため、作業書に反映した。

【箱わな作業書】

- ・ 現在団体で使用している箱わなには、クマの錯誤捕獲に備えて、箱わなの天井にクマ用の脱出口（30 cm～40 cm四方）が開けられている。クマ用脱出口の設定は必要ではないか。

【くくりわな作業書】

- ・ 捕獲があつたくくりわなのワイヤーロープは交換を推奨するとある。「推奨」と記載があるため問題ないとも考えるが、「明らかに損傷があれば交換する」などの但し書きを追記できないか。

(5) 結果のとりまとめ、分析

①自組織として捕獲を行うための要件整備についての分析

(2) 及び (4) で 12 団体に対して実施したヒアリング結果を基に、林業事業者が組織として捕獲を実施するにあたって、事前に検討すべき項目について、以下のとおりにとまとめた。

(ア) 捕獲体制（捕獲者の確保）の選択肢

大きく以下の 4 つに分類された。それぞれの体制の利点と留意点を整理し、記載した。なお、以下の分類は捕獲の許可に係る手続きについては自組織で行うことを前提とし、「捕獲許可者」とは許可を受け捕獲を実施する者をいう。

i. 捕獲全工程自己完結型

- 自組織内で捕獲従事者（狩猟免許所持者及び捕獲許可者）を確保し、捕獲に係る作業の全行程を実施する体制

【利点】

- ・ 組織として捕獲が必要な場所で必要な時に、必要な捕獲を実施することができる
- ・ 捕獲従事者を育成できることから、捕獲業務の継続性が確保される

【留意点】

- ・ 捕獲従事者の雇用が必要（林業と兼務での雇用でも可。ただし安全管理上 2 名以上の確保が推奨される。）
- ・ 狩猟免許所持者を確保する必要がある
- ・ 捕獲作業にかかる安全管理の責務が会社に発生する
- ・ 新たな捕獲経験者の確保や、組織内での捕獲従事者の育成が必要。組織内で育成する場合は捕獲従事者の捕獲作業への理解（特に殺処分）が必要
- ・ さらに捕獲従事者が捕獲のみに専従する場合と林業と兼務する場合の選択があり、以下のとおり留意点がある

<捕獲従事者が捕獲のみに専従している場合>

- ✓ 捕獲作業に専念することができるため、体制と捕獲従事者の技術が確保できれば、比較的十分な捕獲結果を期待することができる

<捕獲従事者が本業と兼業している場合>

- ✓ 本業に支障が出ない範囲内での捕獲作業に限定されるため、通勤途中や、作業地への移動途中など、短い時間でいかに効率的に捕獲作業ができるかが課題となる

ii. 捕獲個体処理工程委託型

- 自社社員で捕獲従事者（狩猟免許所持者及び捕獲許可者）を確保し捕獲を実施するが、捕獲作業工程において最も危険性が高まる殺処分は、経験が豊富な地元の捕獲団体等へ委託する体制

【利点】

- ・ 組織として捕獲が必要な場所で必要な時に捕獲を実施することができる（ただし、捕獲ごとに捕獲団体等との調整が必要となるため、捕獲全工程自己完結型よりも時間的制約がかかる可能性がある）
- ・ 殺処分を委託することで捕獲に対する職員の心理的負担を軽減させることができ、取り組みやすく継続性が高まる
- ・ 捕獲従事者を育成できることから、捕獲業務の継続性が確保される

【留意点】

- ・ 捕獲従事者の雇用が必要（但し林業と兼務としての雇用でも可）
- ・ 狩猟免許所持者を確保する必要がある
- ・ 捕獲作業にかかる安全管理の責務が会社に発生する
- ・ わなの設置場所（林道からの距離や銃での殺処分を行う場合の発砲可否など）や捕獲確認から殺処分を実施するまでの時間等は、殺処分を依頼する協力団体との調整が必要

iii. 捕獲工程委託型

- 自社社員では狩猟免許の所持者は確保せず、原則捕獲に係る工程を外部委託するが、狩猟免許や捕獲の許可がなくても従事できる作業である、わなの見回りや（誘引のための）エサやり等を自組織の社員にて実施する体制

【利点】

- ・ 見回りやエサやりをする作業者の確保は必要であるが、組織内での狩猟免許所持者の確保や捕獲許可の取得は不要
- ・ 捕獲に係る技術の習得内容は、見回り時の注意点とエサやり時の作業工程のことに関する、最低限の内容で良い

【留意点】

- ・ わなの設置場所（林道からの距離や銃での殺処分を行う場合の発砲可否など）や捕獲確認から殺処分を実施するまでの時間等は、殺処分を依頼する協力団体との調整が必要

iv. 捕獲全行程委託型

- 自社社員では捕獲従事者を確保せず、捕獲作業の全てを外部団体へ委託する体制

【利点】

- ・ 組織での捕獲従事者の確保や教育が不要
- ・ 安全管理等は外部団体に一任できる（ただし信頼のおける団体への委託が必須であり、一定の監督や管理は必要）
- ・ 仕様書を定めることにより、作業内容を徹底させることができる。そのためシカの被害状況に合わせて捕獲を実施するよう調整が可能（発注者の要望に合わせた捕獲が可能）

【留意点】

- ・ 委託費用が必要
- ・ 依頼を受けられる団体が近隣にないと実施が不可

(イ) 捕獲に係る資金の確保方法

- i. 自社の経費から捻出する
 - ・ 捕獲は、成林させるために必要な作業として、捕獲による防除効果を評価し、予算を確保する考えができる
 - ・ 通常業務の空き時間や、本業に支障が出ない可能な範囲で捕獲作業をする計画をたてることにより、追加の経費を抑える工夫もできる
- ii. 捕獲報償費を活用する
 - ・ 以下の（ウ） ii を選択した場合に限られる。捕獲報償費で捕獲に関する活動の全てを賄うことは困難であると思料されるが、捕獲運営費の一部として活用する
 - ・ 捕獲報償費を捕獲従事者に還元する場合は、捕獲従事者の捕獲意欲の醸成につながることが期待できる
- iii. その他の補助制度を利用する
 - ・ 補助制度によっては、自己負担が発生する場合がある
 - ・ 定額まで自己負担の発生がない制度の場合、定額を超える部分は自己負担になり、捕獲作業と自己資金投入の効果を見極める必要が発生する場合がある

(ウ) 捕獲許可の種類及び地元捕獲団体との調整

環境省は「シカを含む第二種特定鳥獣管理計画が作成されている鳥獣についての管理の目的での捕獲は、原則として、第二種特定鳥獣管理計画に基づく数の調整としての捕獲とし、個別の被害防止の目的又は緊急時等のやむを得ない場合（下表を参照）のみ、被害の防止を目的とした捕獲許可の対象とする」指針を出している。

このことから、対象地域における被害を抑制する目的で捕獲（有害捕獲）する場合には、有害鳥獣捕獲許可を申請する必要があるが、事前に以下の項目について、自組織で単独で捕獲の許可申請をするか、他と連携・調整して行うかを判断しておく。

i. 有害鳥獣捕獲許可申請前の確認

- ・ 団体が独自に許可申請を得る場合には、捕獲を実施する範囲に該当する市町村へ有害鳥獣捕獲許可を申請する。申請の際に対象地域ですでに捕獲を実施している団体の有無を確認し、該当する団体があれば、事前にその団体と捕獲の実施区域や捕獲方法を確認し、実施時期や範囲などの調整を行う。

ii. 地域で実施されている市町村被害防止計画または第二種特定計画に基づく捕獲の実施の有無

- ・ 対象地域において、既に捕獲活動が実施されている場合、その捕獲活動との連携（自組織の捕獲従事者が地域の捕獲、地元の捕獲隊員等として活動）や捕獲実施場所への誘導・調整を図る。

分類	狩猟 (登録狩猟)	狩猟（登録狩猟）以外			指定管理鳥獣捕獲等 事業
		許可捕獲			
		学術研究、鳥獣の 保護、その他	鳥獣の管理 (被害防止)	鳥獣の管理 (個体数調整)	
目的		学術研究、鳥獣の 保護、その他	農林水産業等の 被害防止	生息数または生息範囲の抑制	指定管理鳥獣捕獲等 事業
対象鳥獣	狩猟鳥獣(46種) ※卵、ひなを除く	鳥獣及び卵		第二種特定 鳥獣	指定管理鳥獣 (ニホンジカ・イノシシ)
捕獲方法	法定猟法	法定猟法以外も可 (危険猟法等については制限あり)			
実施時期	狩猟期間	許可された期間 (通年可能)			事業実施期間
実施区域	鳥獣保護区や休猟 区等の狩猟禁止の 区域以外	許可された区域			事業実施区域
実施主体	狩猟者	許可申請者	市町村等	都道府県等	都道府県 国の機関
捕獲実施者		許可された者			認定鳥獣捕獲等 事業者等
必要な手続き	狩猟免許の取得 狩猟者登録	許可の取得			事業の受託

②考察

● 捕獲従事者の確保と体制の構築

本事業において林業関係団体にヒアリングを実施した結果、彼らが組織として捕獲をする上で最も課題となっていることの一つは、捕獲従事者の確保であった。

捕獲従事者確保の手段には、すでに捕獲経験がある方を雇用することや、外部の捕獲団体に捕獲作業を依頼することが挙げられ、組織での捕獲を安定的に継続して

実施していくためには、組織内で捕獲従事者を育成することや、または、他の捕獲従事者と役割分担して連携・協力していく仕組みを作ることが必要である。

特に捕獲経験が浅い、あるいはこれから捕獲を始めようとする組織が、捕獲従事者の育成を図る場合は、確実かつ効率的な捕獲技術をできるだけ短期間で習得するとともに、より安全性の高い捕獲作業を定着させることが必要である。そのためには、捕獲を専門として実施している組織の技術者から直接レクチャーを受けることが有効であると考えられる。今回のヒアリングにおいて、既存の社員から捕獲従事者を育成した組織では、捕獲従事者になる以前の捕獲経験の有無に関わらず、ほとんどの捕獲従事者は捕獲の技術を独学で得ていた。このことから、捕獲の専門技術者が指導やその後のフォローアップをする仕組み作りなどの支援が必要であると考えられた。また捕獲の知識や技術の定着のため、定期的な研修の実施も有効であると考えられる。

また、組織として捕獲を継続するためには、事故を起こさずに捕獲活動することが必須となるため、安全管理に係る規定等の作成と実行が求められる。今回のヒアリング対象組織では、従事者間でミーティングを実施し、課題や危険案件の共有をしている組織もあったが、ほとんどにおいて作業手順書や安全管理規定を書面にては作成していなかった。組織として捕獲をする上では、捕獲従事者に安全意識を定着させ、事故防止を徹底するために、安全管理規定の策定が推奨される。今回のヒアリングで安全管理規定を策定していた2団体は、環境省の認定鳥獣捕獲等事業者が作成する安全管理規定に準じていた。このうち、わなでの捕獲を実施する上で規定に記載が必要と判断される必要最低限の項目を巻末資料4に示した。

● 捕獲実施に係る予算の確保

捕獲にかかる予算については、各団体が林業に対するシカの被害及びその対策をどう捉えるかで、団体ごとに予算確保の考え方が変わってくる。今回のヒアリングにおいては、シカ捕獲は林業の一環として捉えて団体で予算を確保して取り組む団体もある一方、あくまでも林業が本業であり、捕獲は林業に支障が出ない範囲で実施している団体もあった。被害管理においては、自組織が管理する森林は、自組織で対策を実行することが原則ではあるが、団体として捕獲を推進する上では、捕獲報償費の活用事例や、捕獲活動に使用できる補助制度の積極的なPRが必要であると考えられる。

また、捕獲のための予算としては十分な金額になるとは考えられないが、捕獲報償費も捕獲活動の資金源の1つとなり得る。これは、単純に団体の捕獲活動の資金源として使用することができるが、捕獲従事者に還元することで、捕獲意欲を醸成するために活用することもできる。組織の捕獲体制の状況に応じては、上述の捕獲従事者の確保や捕獲体制の継続において有効な工夫であると考えられる。

- まとめ

林業事業体等が、自身の管理する森林におけるシカ被害を軽減させるためには、シカの捕獲は必須であると考えられるが、捕獲実施の判断や、どのような体制で実施するかは、(5)①でまとめた体制ごとの利点や留意点を考慮した上で、それぞれの団体が判断することになると考える。一方、シカの生息は奥山まで広く、境界なく広がっているため、第二種特定鳥獣計画等に基づく捕獲と林業被害防除のための有害捕獲との連携等、官民一体となった捕獲の仕組み作りが地域において行われるのが望ましく、林業事業体等の団体においては体制作り（資金や人材確保を含む）や効率的な捕獲技術の検証、開発とその共有が必要である。

特に、一定の被害抑制のための努力を払っているにも関わらず、被害が軽減できない団体及び新たにシカ捕獲に参画しようとする団体に対しては、行政機関等が技術的支援や、他の捕獲従事者と協働でのシカ被害対策の取り組みを行うように誘導する仕組みを作ることが求められると考える。

令和5年度林業関係者等によるシカ捕獲活動支援検討業務
報告書

令和6年3月

発行者 林野庁

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

Tel. 03-3502-8111 Fax. 03-3502-2104

受託者 株式会社野生鳥獣対策連携センター

〒669-3811 兵庫県丹波市青垣町佐治94番地-2

Tel. 0795-78-9799 Fax. 0795-78-7969